

オンライン会議の検証について

1 趣 旨

- (1) 令和 3 年度中のオンライン会議を振り返り、ハード・ソフト別及び会議の種類別に課題や解決策を抽出し、今後の会議のあり方(ヒト・モノ・カネ)の具体的な改善策へつなげる。
- (2) 令和 3 年度からの継続調査である「委員長裁量(その他委員長が必要と認めるとき)」と規定されるオンライン活用について、一定の方向性を見出す。

2 前提条件

- (1) 芽室町議会委員会条例第 13 条の 2 (開催の特例) (R3. 4. 1 施行)
- (2) 芽室町議会オンライン委員会開催要綱 (R3. 4. 23 制定)
 - ① 会議は「出席(会議場所に参集すること)」を原則とする。
 - ② 災害時等の「特例」として活用する。
 - ③ 事前許可を原則とする。
 - ④ 会議を「機能継続」する手法とする。

3 事項別検証

- (1) ハードについて
 - ① 会議を安定的に機能するためには、施設設備の整備が必要
(通信環境等の悪化による中断や、緊急突発的な利用に係る対応を可とする基盤整備)
- (2) ソフトについて
 - ① 議員以外の会議出席への対応の検討
<出席要求者(例:病院職員・出先機関職員等)及び事務局職員等のオンライン出席の課題と手法の検討>
 - ② 出席の定義の整理(各種委員に係る報酬等の支払定義の整理)
- (3) 会議別の対応について
 - ① 委員会・協議会～関係法令及び例規に基づき「出席」を原則
 - ② モニター会議・町民との意見交換会等～オンライン活用を積極検討
- (4) 委員長裁量の想定ケースについて
 - ① 議員本人の傷病～「2:前提条件」を優先し、オンラインを基本としない。
 - ② 子育て・介護等～「2:前提条件」を優先し、オンラインを基本としない。
 - ③ 議員本人の生業等～「2:前提条件」を優先し、オンラインを基本としない。

4 結 論

オンライン会議の運営には、機器のバージョンアップ（ハード）と事務局の操作能力向上（ソフト）は必須となる。また、オンライン活用の定義が明確になっている委員会・協議会等のほか、町民が対象となる諸会議の定義も速やかに検討すべきであり、町長部局との情報共有や共通認識も必要となることから、令和4年度は、これらの課題解決に向けて計画的に検討する。

また、令和3年度からの継続調査事項である「委員長裁量（その他委員長が必要と認めるとき）」の対応については、現時点では、感染症のまん延防止等（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等）及び災害発生等（大雪・風水害・地震等）のみをオンライン対象の基本要件として運用することで整理する。